

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 16 回アジア地域調整部会

日時： 2008 年 11 月 17 日（月）～11 月 21 日（金）

場所： デンパサール（インドネシア）

## 仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	ステップ 7 での規格案の検討
a)	コチュジャンの地域規格案
b)	朝鮮人参の地域規格案
4.	ステップ 4 での規格原案の検討
a)	発酵大豆ペーストの規格原案 －セクション 3.2（品質要件）に関する電子作業部会の報告－
b)	非発酵大豆食品の規格原案 －非発酵大豆食品に関する電子作業部会の報告－
c)	チリソースの地域規格原案
d)	さご椰子粉の地域規格原案
5.	コーデックス委員会の作業を補完する FAO/WHO の活動について －アジア地域における STDF プログラムの活動－
6.	アジア地域調整部会の戦略的計画案
7.	各国の食品管理システム及び食品規格策定における消費者の参画に関する情報
8.	各国及び地域レベルにおけるコーデックス規格及び関連文書の使用に関する情報
9.	アジア地域における栄養問題
10.	地域調整国の指名
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択



## 第 16 回アジア地域調整部会 (CCASIA) 概要

日時 : 2008 年 11 月 17 日 (月) ~11 月 21 日 (金)

場所 : デンパサール (インドネシア)

今次会合においては、以下の 6 つの個別食品に係る地域規格を検討することとなっている。

- ・ ステップ 7 : コチュジャン、朝鮮人参
- ・ ステップ 4 : 発酵大豆ペースト (みそ)、非発酵大豆食品 (とうふ類)、チリソース、さご椰子粉

なお、第 30 回総会 (2007 年 7 月) において、地域規格の国際規格化については、「地域調整部会の個別食品に係る作業は、その委任事項に従い、地域規格の策定に専念すべき」とされ、地域規格としてステップ 8 で採択された後、改めて、国際規格とするかどうかを検討することとされた。

### 主要議題の検討内容

#### 議題 3 ステップ 7 での規格案の検討

3 a) コチュジャンの地域規格案 (新規作業採択 : 2004 年)

3 b) 朝鮮人参の地域規格案 (新規作業採択 : 2004 年)

これらの規格案については、個別の条文についての論争は想定されない一方、地域規格としてステップ 8 として総会で最終採択された後に国際規格にすべきかどうか、適切な個別食品部会において検討を行うよう地域調整部会としての見解をまとめるとの意見が出される可能性がある。

我が国としては、第 31 回総会 (2008 年) において示された、執行委員会が作成した「個別食品に適用可能な作業の優先順位付けのための規準の適用に関するガイドライン」に基づき、慎重に検討し対応すべきとの立場から対処したい。

#### 議題 4 ステップ 4 での規格原案の検討

4 a) 発酵大豆ペーストの規格原案 (新規作業採択 : 2005 年)

今次会合においては、特にセクション 3.2 (品質要件) のアミノ酸含量の規定について、前回会合で合意された分析方法を用いた上で、再度その数値を検討することとされている。我が国からも、データを提出しているところであり、これらのデータに基づいて、市場に流通する全ての製品を含む包括的な基準値が設定されるよう対処したい。

4 b) 非発酵大豆食品の規格原案 (新規作業採択 : 2005 年)

前回会合においては、対象とする製品を 4 つのカテゴリー (Soybean milk / beverage、Soybean curd、Compressed soybean curd、Soybean film) とすることとされ、今次会合においては、

①これらの4つのカテゴリーの製品すべてに適用する規定の策定、  
②これらの製品に適当な名称、  
を中心に議論されることが想定される。

我が国は、前回会合において、対象とする製品及び規格の名称について再度検討すべきと主張してきたところであり、今次会合においても、規格の策定に足るだけの十分な貿易量があるか、また包括的な規格となっているか等、コーデックスの規格策定の規準との整合性を考慮しつつ、当該規格の策定が我が国の市場に混乱をもたらさないよう対処したい。

#### 4 c) チリソースの地域規格原案（新規作業採択：2007年）

タイの提案では、その対象が“主としてチリを含み・・・”となっており、我が国を含め国際的に生産され流通されているトマトベースのものは含まれていない。

新規作業の採択の際、当該規格については、

- ①地域規格としてアジア地域調整部会で検討すること
- ②検討に当たっては、当該地域外の国の意見についても十分に配慮すること
- ③国際規格の必要性については、加工果実・野菜部会において議論することとされた。

一方、その後、第31回総会においては、生鮮果実・野菜部会の新規作業として、「チリペッパーの規格」が採択されたところである。

公正な貿易の促進の観点及び消費者の混乱防止の観点から、規格名については原材料の性質を適切に表現すべきとの立場に立ち、引き続き対処したい。

#### 4 d) さご椰子粉の地域規格原案

インドネシアの提案では、その対象が、精製工程が少なく、でん粉含量の低い「さご椰子粉（Sago Flour）」となっている。一方我が国は、これに比較してでん粉含量の高い「さごでん粉」を輸入していることから、当該規格の策定により、我が国の「さごでん粉」の貿易に支障が生じないように対処したい。

### 議題10 地域調整役の指名

現在、アジア地域においては、第30回総会（2007年）において指名されたインドネシアが地域調整国を務めており、その続投が予想されるが、適宜、対処したい。